各 位

会 社 名 セ ブ ン 工 業 株 式 会 社 代表者名 代表取締役社長 永吉 喜昭 (コード番号 7896東証・名証第2部) 問合せ先 取締役 管理本部長 田中 太郎 (TEL 0574-28-7800)

内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 23 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、変更箇所は下線で示しております。

記

内部統制システム構築の基本方針(平成27年4月23日改定)

- (1) 取締役ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制
 - ① 社是「真実と努力」、「行持報恩」を基本理念とし、社是に基づく真実性、公正・透明性を 基本とした「行動規範」、「行動指針」を定め、役職員全員がこれを遵守すべく継続的な研 修を行う。
 - ② 企業倫理委員会を組織し、取締役がその委員長を務め、法令・社会規範遵守の啓蒙活動のほか、同委員会および弁護士を相談窓口とする社内通報制度の利用を促進し、コンプライアンス違反、その他の問題に関する事実の早期発見に努めるとともに不正行為の原因追及と再発防止策の策定を行うなど法令遵守の徹底化を図る。
 - ③ インターナルコントロール委員会を組織し、各部が行う業務管理の点検および改善事項の抽出に基づき、改善策の検証、実施に関する支援を行い業務品質の向上を図る。
 - ④ 金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を企業基盤強化のインフラ整備の一環 として位置付け、組織の業務全体に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用および評 価を行う。
 - ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は行わない。事案については総務部を対応部署として定めるとともに、これら勢力、団体からの介入を防止するため警察当局、暴力追放推進センター、弁護士等との緊密な連携を確保する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 情報管理、文書管理に関する規程に基づき、各種の文書、帳票類等について適切に保存、 管理する。また、株主総会をはじめ重要会議の議事録、事業運営上の重要事項に関する決 裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役および監査役が常時閲覧 することができる管理体制を維持する。
- ② 機密情報、内部情報については、内部情報管理に関する規程に定めた基準に基づき適切に管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理委員会を組織し、総合的なリスク管理の方針と手法を明文化し、重大なリスクの発現に備え、社員のとるべき行動を定め周知する。
- ② 各部署は、リスク管理規程に基づきそれぞれの所管業務に係るマニュアル、作業手順書などを整備し実施する。
- ③ 安全衛生管理に関するマニュアルを整備し、定期的に社員教育等を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の人数は、取締役会において十分な議論を尽くし、迅速かつ合理的な意思決定を行うことができる範囲とする。
- ② 取締役会のほか取締役連絡会を原則として月2回開催し、重要案件の討議と業務に関する報告を行う。
- ③ 取締役会への付議については取締役会規則に基づき行う。

(5) 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 内部統制に関する規程の整備を行うとともに業務の適正化と効率化を推進する。
- ② 当社の経営理念、行動指針を子会社の全役職員が共有し、順法意識の醸成を図る。
- ③ 関係会社管理規程を整備し、子会社の適切な管理を行うとともに子会社における内部統制 を推進し業務の効率性および適正性を確保する施策を講ずる。
- ④ 子会社の役員等に対し定期的なモニタリングを実施し必要な助言、支援を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する 事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な人員を配置する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人を置いた場合には、当該使用人の任命、解任、人事評価、人事異動等については監査役会の同意を得たうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

(8) 監査役の使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要な知識、能力を有した使用人を選任し、監査役の指揮命令のもとに従事する組織、体制に帰属する。

(9) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役会その他の重要な会議への出席を監査役に要請する。
- ② 取締役および使用人は<u>当社または子会社における</u>業務または財務に重大な影響を及ぼす事項について、遅滞なく監査役に報告する。
- ③ 監査役は何時でも必要に応じて取締役および使用人に報告を求めることができる。また、 必要な文書については、常時閲覧することができる。

(10)前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保 するための体制

内部通報制度の運用に準じ、報告者に不利益がないことを保証する。

(11)監査役の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行 について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行に対して費用の前払請求またはその他の当該職務の執行について生ずる 費用の請求があった場合は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要で ないことを証明した場合を除き、いかなる場合も請求に応ずる。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役社長は定期的に監査役と情報交換を行うとともに、取締役および使用人は定期的な 監査役のヒアリングを通じ、職務執行状況を監査役に報告する。
- ② 内部監査室は、内部監査の計画および結果について定期的に情報交換を行うなど、効率的な監査役監査に資するよう、監査役と緊密な連携を図る。
- ③ 監査役は、会計監査人との定期的な打ち合わせを通じて、会計監査人の監査活動の把握と 情報交換を図るとともに、会計監査人の監査講評会への出席、在庫等たな卸資産監査への 立会い等を行い、監査役の監査活動の効率化と質的向上を図る。
- ④ 監査役はその職務を適切に遂行するために、関係会社の監査役等との情報連絡会を行うな ど、関係会社の監査役等との意思疎通および情報の交換を図る。

以上